

## 家庭の節電メニュー



室温 28℃を目安にする



すだれ、よしずなどで窓からの日差しを和らげる  
無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する



日中は不要な照明を消す



温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する  
使わない時はコンセントからプラグを抜く



リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る  
長時間使わない機器は、コンセントからプラグを抜く



出典：資源エネルギー庁ウェブサイト「節電.go.jp」

## 「夏の節電」に取り組もう

環境保全課 ☎ 65・1512 FAX 65・1255

暑い夏は、エアコンや扇風機などの電化製品を使う機会が多くなる時期です。節電への細かい気配りや最新の省エネ型家電を選ぶことで、家庭でできる省エネに取り組みましょう。  
エアコンの控えすぎによる熱中症には気を付け、無理のない範囲でこまめに節電に取り組みながら、今年の夏を乗り切りましょう。

## 新居浜市景観計画を策定しました

都市計画課 ☎ 65・1270 FAX 65・1276

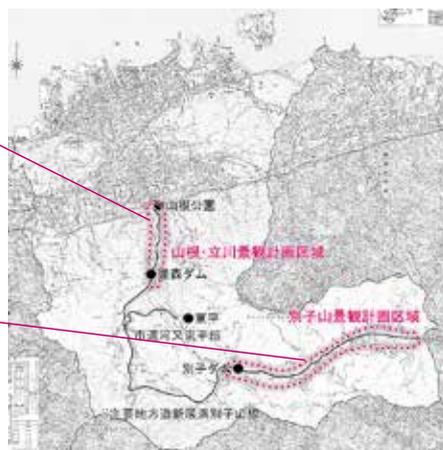
市は、元禄4年（1691年）の別子銅山開坑以来30年以上にわたり、工業都市として発展してきました。その中で創造されてきた別子銅山関連の産業遺産と、環境共生を図った植林事業によりよみがえった緑豊かな山は、観光振興や地域活性化に大きく寄与するものです。  
住民との協働により、市民共通の財産である歴史的景観や豊かな自然景観を保全・活用し、良好な景観形成を図りながらまちづくりを実現していくため、景観計画を策定しました。  
景観計画では、「景観計画区域」や「行為の制限に関すること（建築物や工作物の形態、意匠、色彩など）」を定めています。「行為の制限」では、市景観条例（今年度制定予定）に基づき、一定規模以上の行為に関して、市への届け出が必要となります。条例制定後、改めてお知らせします。

### 山根・立川景観計画区域

面積 96.8ha  
山根公園、えんとつ山、マイントピア別子、青龍橋など多くの景観資源を含む。良好な景観の形成により、観光振興を図ることができる。

### 別子山景観計画区域

面積 143.5ha  
別子ダムや銅山川の自然景観を含む。景観の保全・活用により、地域活性化を図ることができる。



## 育児の困りごと サポートします

子育て支援課 ☎65・1242 FAX37・3844

### 子育て支援コーディネーターにご相談ください

#### 子育てサービス利用者支援事業

「子育てが楽しめない」「子どもの預け先を探している」。分からないことだらけの育児、一人で抱え込んでいませんか？ 困ったとき、子育て支援コーディネーターが力になります。

子育ての悩みや困り事について、子育て支援コーディネーターが情報提供や相談・援助を行います。幼稚園・保育所といった施設につないだり、地域の子育て支援事業などから必要な支援を円滑に利用できるようにしたり、家庭のニーズに合わせてサポートをしていきます。

#### ★子育てひろばラトル

※要予約

新須賀町二丁目10番7号

☎47・3336

月々金曜日（祝日・地方祭・年末年始除く）  
9時～16時

#### ★子育て支援課窓口

一宮町二丁目5番1号

☎65・1242

月々金曜日（祝日・地方祭・年末年始除く）

8時30分～17時15分

子ども・子育てに関する総合窓口として、お気軽にご利用ください。

Hello!  
NEW

## ニイハマ写真部 オンラインまち歩き撮影会

地方創生推進課 ☎65・1238 FAX65・1216

ニイハマ写真部まち歩き撮影会とは、新居浜のまちに潜む歴史あるモノ、かわいいモノ、美しい風景などを市民の皆さんと一緒に発見・発信してもらおう企画です。写真家・木村孝さんによるステキな写真の撮り方レクチャーと、まちの案内人付きで新居浜のフォトジェニックなスポットを巡ります。

通常は参加者の皆さんと一緒にまちを歩きながら撮影会を

していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今回はまち歩き撮影会を疑似体験できる動画を公開しています。公式HPやInstagramでも見ることができます。市民の皆さんはもちろん、市外の人にも楽しんでもらえる動画となっていますので、ぜひご覧ください。

紹介エリア 上原山根  
申込・参加費 不要



Instagram



市HP  
ニイハマ写真部



## パブリックコメントを募集します

学校給食課 ☎ 31-7470 ㊟ 31-7472

### 新居浜市学校給食施設整備基本計画（変更案）について 聞かせてください！ 皆様のご意見

「新居浜市学校給食施設整備基本計画」は、本市における学校給食施設の整備に関する基本指針です。この基本計画を見直した変更案を公表するとともに、市民の皆さんから意見を募集します。

#### 閲覧場所

学校給食課（新居浜市学校給食センター内）、総合案内（市役所1階）、行政資料室（市役所3階）、各支所、各公民館・交流センター、総合福祉センター、ウイメンズプラザ  
※市ホームページでも確認できます。

**閲覧期間** 7月1日(水)～22日(水)

**提出期限** 7月22日(水)必着

**提出方法** 住所、氏名、計画（変更案）に対する意見を用紙（様式自由）に記入し、郵送、FAX、メールまたは直接学校給食課まで提出してください。

※電話での受け付けはできません。

#### 問い合わせ

〒792-0821 瀬戸町12番38号（新居浜市学校給食センター内）

学校給食課

㊟ gakkokyusyoku@city.niihama.lg.jp

／ これからは ／

## あってよかった！ 個人番号（マイナンバー）カード

市民課 ☎ 65-1232 ㊟ 65-1235

### 無料写真撮影サービス始めました



マイナンバーカードを初めて申請する人を対象に、市民課と各支所で実施中です。また、申請時に窓口で本人確認などを済ますと、マイナンバーカードをご自宅に送付することができます（本人限定受取郵便）。

申請から取得までお手伝いしますので、お気軽にお越しください。

こんなとき  
使えるよ



- 運転免許証と同じ、顔写真付き公的身分証明書として
- 行政手続きなどで、マイナンバーの提示と本人確認が1枚でOK
- インターネットで確定申告（e-Tax）
- マイナポータルで電子申請
- 2021年3月（予定）から健康保険証としての利用がスタート など

- 顔写真入りなので、なりすましなど対面での悪用は困難
- オンライン利用には、ICチップ内の「電子証明書」を使うため、マイナンバーは使われません
- ICチップには、税や年金などプライバシー性の高い情報は入っていません
- マイナンバーの利用は、「社会保障・税・災害対策」の3分野のみ
- 個人情報を一元管理する仕組みではないので、情報が芋づる式に漏れることはありません

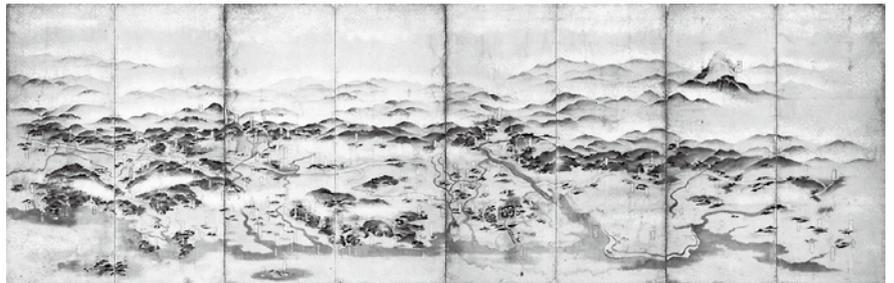
持ち歩いても  
大丈夫



## 新居浜の美術 コレクション展示 特別編 「旅する絵画」

市美術館 ☎ 65-3580 📠 65-3581

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外出や活動が自粛・制限される中、少しでも「旅気分」を味わっていただけたらと思い、コレクションの中から「旅」を想起させる絵画作品など約30点を展示します。



西条藩領地鳥瞰図屏風（江戸時代後期）＊市指定文化財

**会期** 8月23日(日)まで  
**会場** 展示室1  
**休館日** 6月29日(月)  
 7月7日(火)、13日(月)、  
 20日(月)  
**開館時間** 9:30～17:00  
**観覧料** 無料  
**展示作品** 洋画、日本画、デザイン、  
 資料（絵はがき）など

これは、青年期に新居浜で絵を学んだパッケージデザイナー・秋月繁さんがデザインしたヨーロッパ向けの香水です。金閣寺のイメージに仕上がった上品なデザインをぜひご覧ください。



紀伊 知実 学芸員

### 令和2年度「あかがねジュニア学芸員」クラブの活動を延期します

4月号の市政だよりで募集した「あかがねジュニア学芸員」クラブの活動は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、今年度の実施を延期します。延期日や募集時期が決

まり次第、市政だよりでお知らせします。  
 問い合わせ  
 〒792-0812 坂井町2-8-1 市美術館  
 ✉bijutu@city.niihama.lg.jp

### 環境美化推進運動作品を募集します

ごみ減量課 ☎ 65-1252 📠 65-1255

「わたしたちのまちは、わたしたちの手で美しく」をスローガンに、ポイ捨てごみのない、美しいまちづくりを目指しています。環境美化の啓発と意識高揚を図るため、作品を募集します。

- ▶募集作品 ポスター、書道、作文、標語
- ※応募は1作品1人1点とします。



- ▶対象 市内の小・中学生（入賞、参加賞有）
- ▶受付期間 9月1日(火)～9日(水)
- ※詳しい募集要項は、学校を通じて配布します。ごみ減量課HPにも掲載しています。

## ペット飼育 周囲への配慮を忘れず

環境保全課 ☎ 65-1512 ㊟ 65-1255

### 🐾 散歩時のフンは必ず持ち帰って

フンの放置は飼い主の義務に反するだけでなく、地域の人に迷惑を掛けることとなります。散歩の際には、ペットのフンを必ず持ち帰り、燃えるごみとして出すよう適切な処理を心掛けてください。

### 🐾 猫は室内飼育に努めよう

市には猫の外飼育に関する相談も寄せられます。敷地内に入って勝手にフンをして困っているというものです。環境省の飼育基準では、猫を飼う場合は室内飼育に努めることが明記されています。室内飼育にすればフンのことで近隣とトラブルになることもなく、猫が交通事故に遭ったり、迷子になったりするリスクも減少します。

### 🐾 犬はつないで飼おう

犬は県動物愛護条例によって、鎖などでつないで飼うか、柵などで自身の敷地内から犬を出さないようにする必要があります。市が保護する犬の中には、首輪や鎖の一部が壊れ、鎖や首輪が付いたままになっている迷い犬もいます。迷子を防ぐためにも、定期的な首輪や鎖、柵などの点検をお願いします。また、万が一に備えてマイクロチップや迷子札を装着しておきましょう。

### 🐾 周辺的环境へ配慮を

夏になれば窓を開ける人が多くなり、ペットの鳴き声や臭いなどもより感じやすくなります。ペットの手入れや、鳴き声のケアなど、適正な飼育をお願いします。また、野犬や野良猫への無責任な餌やりはやめてください。



### 🐾 いなくなったらすぐ連絡を

市では毎年、飼い主がいると思われる犬猫を保護しています。そのうち、飼い主の元へお返しできたのは6割ほどです。市では飼い主がいると思われる犬猫でも1週間ほどしかお預かりできません。約1週間が経過した後は、松山市にある動物愛護センターに送致することになります。犬猫がいなくなったことに気付いたら、早めに環境保全課および新居浜警察署にご連絡ください。

## HP・SNS に保護した犬や猫を掲載しています

飼い主がいると思われる犬猫を保護した場合は、市HPの「保護犬猫・迷い犬猫掲示板」や、市の公式フェイスブックなどに掲載しています。飼っている犬や猫がいなくなった場合はご確認ください。

## にはまグリーンショップ・オフィス認定制度

環境保全課 ☎ 65-1512 ㊟ 65-1255

ごみの減量化や再資源化、地域での清掃活動など、環境にやさしい取り組みを積極的に行っている事業所を「グリーンショップ・オフィス」として市が認定しています。

事業所で行っている環境保全活動や環境にやさしい取り組みを広くPRし、活動の幅をさらに広げていきませんか。皆さんの申請をお待ちしています。

詳しくは、環境保全課までお問い合わせください。

対象	新居浜市内に店舗、事務所などを有する事業者
申請方法	①所定の申請書を環境保全課へ提出します。 ②認定基準に該当するかどうか市が確認調査を行い、該当する場合には認定書を交付します。
認定基準調査	買い物袋などの持参運動の推進、詰め替え商品やエコマーク表示商品の積極的な使用、事務所などへの省エネルギー・新エネルギー設備の導入など、17項目中3項目以上実施しているかを調査します。
認定後	市のHPなどで認定店舗・事業所として掲載し、広報します。市民の皆さんに知ってもらうことで、店舗・事業所などの環境配慮活動がより活性化します!
認定期間	3年間(3年経過後は再申請)

## 人権の窓

人権教育課 ☎ 65・1243 FAX 65・1306

### 7月11日は「人権のつどい日」

今月の人権のつどい日は、4月に予定していた内容に加え、新型コロナウイルス感染症に関連する人権について、お話しします。

**場所** 瀬戸会館(瀬戸町7番30号)  
**時間** 10時～11時30分  
**定員** 30人(先着順)  
※マスク着用で参加してください。

**内容** DVD「サラーマット」  
あなたの言葉で」視聴  
**講師** 眞鍋慶子  
(市人権啓発指導員)

— SNS時代における外国人の人権 —

訪日外国人の増加や、改正出入国管理法の施行など、外国人の人たちと接する機会が増え、職場や地域で共に生きる時代になっています。一方で、文化、言語、習慣などの「違い」や偏

見から、外国人が増えることに抵抗を感じている人も少なくありません。

DVDでは、主人公・珠美が、外国人とのさまざまな「違い」を「壁」と捉え、面倒な存在だと感じてしまいます。しかし、外国人との対立や交流を通して、新たな視点に気付かせられ、「違い」はさまざまな問題解決の糸口になることを学んでいきます。

皆さんの参加をお待ちしています。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、不安からくる偏見・差別などが起こっています。このような時期だからこそ、人権意識を見直し、自分や相手を尊重した生き方を考えてみませんか。

## 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う税制上の措置

新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい状況下にある納税者に対し、特例などの対応を行います。詳しくは市HPの「新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ」をご覧ください。



措置	対象	内容	相談窓口
徴収猶予制度(特例)	売上、給与などが前年同月比20%以上減少し(法人含む)、一時に納税することが困難な人 ※20%未満でも換価猶予制度(従来型)が受けられる場合があります	納期限が令和3年1月31日までの国税、県税、市税が対象。無担保かつ延滞金なしで最大1年間、納付を猶予 ※納期限までに申請が必要です	高松国税局猶予相談センター ☎ 0120-948-507 県東予地方局税務管理課 ☎ 56-1300(代表) 収税課 ☎ 65-1226
個別の申告期限延長	期限までに申告・納付、各種申請、届出が困難な人(法人含む)	国税(申告所得税)、贈与税、消費税、相続税、法人税、源泉所得税)、県税(個人事業税、法人県民税、法人事業税など)、市税(法人市民税など)が対象。申告書の余白などに「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載することにより適用	新居浜税務署 ☎ 33-4145 県東予地方局課税課 ☎ 56-1300(代表) 市民税課 ☎ 65-1224
令和3年度課税における償却資産・事業用家屋に係る固定資産税、都市計画税の軽減	厳しい経営環境にある中小事業者など	2～10月の任意の3カ月間の売上が前年同期間と比べて ・30%以上50%未満減少 ⇨ 2分の1 ・50%以上減少 ⇨ 全額 を軽減 ※申告方法は、詳細が決まり次第、資産税課のHPなどでお知らせします	資産税課 ☎ 65-1225